

令和6年度静岡県狩野川流域下水道ウォーターPPP導入に関する方策検討業務委託
特記仕様書

(適用範囲)

1. 本特記仕様書は、静岡県交通基盤部生活排水課が発注する「令和6年度[第36-G7102-01号]静岡県狩野川流域下水道ウォーターPPP導入に関する方策検討業務委託(以下、本業務という。)」に適用する。

(業務の目的)

2. 静岡県(以下「県」という。)では、人口減少下においても県及び県内市町が所管する下水道事業の持続可能性を確保していくため、官民連携や広域化を進めてきたが、さらなる効率化に向けて、維持管理と更新の一体的なマネジメントに民間のノウハウを活用するウォーターPPP^{※1}の導入について検討を開始したところである。

本業務は、県が所管する流域下水道における導入に向けた枠組みのほか、広域的な取組として流域関連公共下水道^{※2}(以下「関連下水道」という。)も含めるウォーターPPPの導入可能性を検討し、具体的な議論を進めていくための基本案をとりまとめることを目的とする。

※1:コンセッション方式(Lv4)と管理・更新一体マネジメント方式(Lv3.5)の総称

※2:流域下水道に接続している5市3町(西部処理区:沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町、東部処理区:伊豆市、伊豆の国市、函南町)の公共下水道を指す。

(業務の範囲)

3. 本業務における対象範囲は、下記の表に示した県及び市町が所管する污水施設とし、この範囲内で事業スキームを検討し、議論の土台となる基本案を作成する。

(1) 狩野川流域下水道(西部処理区) ※包括的民間委託 Lv2.5 を実施中

区分	供用年度	事業計画面積 (ha)	処理場	ポンプ場	管渠延長 (m)
静岡県	H6	—	狩野川西部 浄化センター*	夏梅木ポンプ場	30,480
沼津市	H6	1,650.1	—	三枚橋中継ポンプ場	36,930
三島市	H14	719.3	—	壺町田汚水中継ポンプ場	15,560
裾野市	H10	462.1	—	—	15,460
清水町	H6	437.5	—	的場ポンプ場	10,870
長泉町	H6	561.7	—	—	11,750
合計	—	3,830.7	1箇所	4箇所	121,050

(2) 狩野川流域下水道(東部処理区) ※包括的民間委託 Lv2.5 を実施中

区分	供用年度	事業計画面積 (ha)	処理場	汚水ポンプ場	管渠延長 (m)
静岡県	S60	—	狩野川東部浄 化センター※	—	11,460
伊豆市	S60	386.5	—	小立野中継ポンプ場 沖ノ原中継ポンプ場	14,380
伊豆の国市	S60	1,058.6	—		19,200
函南町	S60	579.0	—		15,375
合計	—	2,024.1	1 箇所	2箇所	60,415

(業務内容)

4. 本業務におけるウォーターPPP導入可能性調査の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、土木設計業務等共通仕様書 1110 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成する。

(2)現状把握と課題の整理

県及び市町が所管する下水道事業の上位・関連計画、施設状況、経営状況、維持管理状況を把握し、県が所管する流域下水道の課題、県と市町の共同委託に向けた課題を整理する。なお、課題は、現状及び将来の事業運営を踏まえて整理する。

(3)事業の枠組み(スキーム)の検討

①官民連携手法の整理

他地域で用いられている官民連携手法を整理する。また、公共施設運営事業(コンセッション・Lv4)、管理・更新一体マネジメント方式(Lv3.5)の更新支援型と更新実施型について、比較・検討を行うなど、事業設定範囲について検討する。

②組織形態や業務範囲の整理

下水道施設の維持管理と更新を受託する民間事業者等に求める組織形態や、県と市町の共同委託における組織形態について検討する。

③業務範囲の整理

本ウォーターPPPの対象とする範囲については、流域下水道と関連下水道の範囲を基本とするが、下記の範囲ごとに規模、経済性、効果等を、後述する(4)及び(5)の内容を踏まえて優位性を比較し整理する。

ア 流域下水道のみ(東西の各処理区のみ)のケース、両処理区のケース

イ 流域下水道(2処理区)に関連下水道を含める。

ウ 流域下水道(1処理区)に関連下水道を含める。

④法的制約・官民リスク分担の検討

ウォーターPPPの実施に当り、想定されるリスクを抽出し、抽出されたリスクへの対応について官と民、県と市町の適切なリスク分担を検討する。

(4)事業発案段階のマーケットサウンディング(対話型市場調査)

上記(2)(3)で検討した事業の枠組み(スキーム)の概略検討結果を基に、民間企業の参入意欲やウォーターPPPに対する意見、新たな提案等を把握するため、対象企業を抽出し、事業発案段階のアンケート調査や個別ヒアリング等を実施する。

(5)導入効果の検証

①VFMの算定

県の直営での実施や従来発注方式での概算事業費と、官民連携手法で実施した場合に必要な概算事業費を比較する等の簡易的な手法によりVFMを算出する。

②導入効果の評価

導入効果を、施設管理(モノ)、財務管理(カネ)、執行体制(人)の視点で定量的・定性的に評価する。

(6) 事業の枠組み(スキーム)及び官民連携手法の選定

上記(2)～(5)の検討結果を基に、各スキームのメリット・デメリットを整理し、総合的な評価により次年度に実施する可能性調査で検討すべき連携手法及び事業の枠組み(スキーム)を3案選定する。

(7)照査

検討した事項について、業務の高い質を確保するとともに、ウォーターPPPの導入可能性全般にわたり誤りが無いよう照査を実施する。

(8)報告書作成

業務で得られた成果について、検討経緯や根拠等をわかりやすく報告書として取りまとめる。また、概要版についても作成する。

(業務の打合せ)

5. 受託者は本業務を遂行に当たり業務の円滑な遂行と実施した業務の確認のため、業務の着手時、納品時及び、中間時(3回)の打合せ協議を実施し、委託者と十分協議・調整を行なうものとする。

また、必要事項については、随時協議し決定を図るものとする。

(成果品)

6. 成果品は次のとおりとする。

・報告書(A4版)	3部
・報告書概要版	3部
・協議議事録	4部

- ・その他業務により生じた資料 1式
- ・上記電子データ(CD) 1式(正・副各1部)